

【岬町海釣り公園の管理に関する基本協定書（抜粋）】（令和5年4月1日締結）
（施設整備負担金等）

第44条 乙は、甲に対して毎年度次の各号に定める費用を支払うものとする。

- (1) 施設整備負担金 5,000千円
- (2) 海釣り公園の利用料金収入の7%の額

2 海釣り公園の施設の整備期間中及び運営の状況に応じ、前項の費用については、甲乙協議をするものとする。

（積立）

第45条 甲は、前条により乙から施設整備負担金の支払を受けたときは、その全額を、また、海釣り公園の利用料金収入の7%の額の支払いを受けたときは、その額のうち2,000千円を最も安全かつ最善の方法で、将来予測される施設整備等に備え積み立てるものとする。ただし、前条第2項に規定する協議の結果に伴う本条の適用については甲は別に定める。

（年度別の協定）

第47条 年度別の本業務の内容及びこれに係る収益の配分等必要な事項については、毎年度締結する年度協定において定めるものとする。

【岬町海釣り公園の管理に関する年度協定書（抜粋）】（令和6年12月27日締結）
（施設整備負担金等）

第4条 基本協定書第44条第1項の規定に基づき、乙は、甲に対して次の各号に定める費用を支払うものとする。

- (1) 施設整備負担金 5,000千円
- (2) 海釣り公園の利用料金収入の7%の額

2 前項の費用の額については、この協定の締結日において基本協定書第44条第2項に規定する甲乙協議中の状況にあることから、当該協議の結果に基づき費用の額を確定するものとする。

3 甲は、乙から前条の規定に基づき第1項に規定する費用の支払を受けたときは、基本協定書第45条（ただし書きを除く。）に規定する将来予測される施設整備等に備え積み立てるものとする。また、基本協定書第45条ただし書については、前項に規定する甲乙協議の結果内容に準ずるものとする。

4 第2項に定めるもののほか不可抗力の発生により海釣り公園の運営が困難になるなど特別の事由が生じた場合、第1項の費用については、甲乙協議をするものとする。

5 基本協定書第14条第1項に規定する管理物件の小規模な修繕、改修、改造、増築、移設等は、1件あたり10万円未満のものとし、10万円を超えるものについては協議事項とする。